

■冷蔵倉庫用家屋の固定資産評価基準が変わります■

固定資産評価基準の改正により、非木造家屋経年減点補正率基準表の「冷凍倉庫用のもの」が「冷蔵倉庫用(保管温度が 10℃以下に保たれる倉庫)」に改められ、平成 24 年度分の固定資産税から適用されます。

この改正により、所有されている非木造の倉庫が「冷蔵倉庫用」に該当しますと、一般の倉庫に比べ評価額が早く減価され評価額が変わります。

該当家屋を所有されている方は、税務課固定資産係までご連絡をお願いします(現地調査をさせていただく場合もあります)。

○対象となる家屋の要件(全ての要件に該当する家屋)

- ・家屋の構造が非木造(木造以外)であること。
- ・主な用途が「倉庫」であり、倉庫内の保管温度が常に 10℃以下に保たれていること。
- ・1 棟の家屋内に一般用倉庫、工場・作業場等の冷蔵倉庫以外で使用している部分がある場合、冷蔵倉庫部分が床面積の 50%以上あること。

※常温の倉庫内にプレハブ式冷蔵庫や業務用冷蔵庫等を設置している場合は該当しません。

※全ての要件を満たしている場合でも、建築後既に一般の倉庫として基準年数を経過している家屋については減価に変更はありません。



該当する



該当しない